

葛飾区男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

葛飾区男女平等推進センター使用料の見直しに伴い、施設使用料の一部を改正するもの。

2 改正の概要

第8条第1項で定める別表第1及び第2の一部改定を行う。

3 施行予定期日

平成24年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区男女平等推進センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (抜粋)

現 行					改正案						
葛飾区男女平等推進センター条例					葛飾区男女平等推進センター条例						
平成元年 6 月 27 日					平成元年 6 月 27 日						
条例第 23 号					条例第 23 号						
別表第 1 (第 8 条関係)					別表第 1 (第 8 条関係)						
施設等\使用 単位	午前	午後	夜間	全日	施設等\使用 単位	午前	午後	夜間	全日		
視聴覚室	500円	700円	1,000円	1,800円	視聴覚室	500円	700円	1,000円	1,800円		
学習室	300円	400円	600円	1,000円	学習室	300円	400円	600円	1,100円		
調理実習室	200円	300円	500円	800円	調理実習室	200円	300円	500円	800円		
多目的ホール	1,600円	2,000円	2,900円	5,400円	多目的ホール	1,700円	2,100円	3,000円	5,600円		
会 議 室	洋室A	500円	600円	800円	1,600円	会 議 室	洋室A	500円	600円	1,600円	
	洋室B	200円	300円	400円	700円		洋室B	200円	300円	400円	700円
	洋室C	200円	300円	400円	700円		洋室C	200円	300円	400円	700円
	洋室D	500円	700円	1,000円	1,800円		洋室D	500円	700円	1,000円	1,800円
	和室	400円	600円	800円	1,500円		和室	400円	600円	800円	1,500円
備付器具	1件1回につき6,000円の範囲内において 規則で定める額				備付器具	1件1回につき6,000円の範囲内において 規則で定める額					
備考					備考						
1 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までを、「1回」とは使用単位(全日を除く。)のそれぞれをいう。					1 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までを、「1回」とは使用単位(全日を除く。)のそれぞれをいう。						
2 使用者が使用単位の時間を超えて使用したときは、超過時間30分につき規定使用料の2割相当額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。					2 使用者が使用単位の時間を超えて使用したときは、超過時間30分につき規定使用料の2割相当額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。						
別表第 2 (第 8 条関係)					別表第 2 (第 8 条関係)						
施設等\使用 単位	午前	午後	夜間	全日	施設等\使用 単位	午前	午後	夜間	全日		
視聴覚室	1,500円	2,100円	3,000円	5,400円	視聴覚室	1,500円	2,100円	3,000円	5,400円		
学習室	900円	1,200円	1,800円	3,000円	学習室	900円	1,200円	1,800円	3,300円		
調理実習室	600円	900円	1,500円	2,400円	調理実習室	600円	900円	1,500円	2,400円		
多目的ホール	4,800円	6,000円	8,700円	16,200円	多目的ホール	5,100円	6,300円	9,000円	16,800円		
会 議 室	洋室A	1,500円	1,800円	2,400円	4,800円	会 議 室	洋室A	1,500円	1,800円	2,400円	4,800円
	洋室B	600円	900円	1,200円	2,100円		洋室B	600円	900円	1,200円	2,100円
	洋室C	600円	900円	1,200円	2,100円		洋室C	600円	900円	1,200円	2,100円
	洋室D	1,500円	2,100円	3,000円	5,400円		洋室D	1,500円	2,100円	3,000円	5,400円
	和室	1,200円	1,800円	2,400円	4,500円		和室	1,200円	1,800円	2,400円	4,500円
備付器具	1件1回につき6,000円の範囲内において 規則で定める額				備付器具	1件1回につき6,000円の範囲内において 規則で定める額					
備考					備考						
1 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までを、「1回」とは使用単位(全日を除く。)のそれぞれをいう。					1 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までを、「1回」とは使用単位(全日を除く。)のそれぞれをいう。						
2 使用者が使用単位の時間を超えて使用したときは、					2 使用者が使用単位の時間を超えて使用したときは、						

超過時間30分につき規定使用料の2割相当額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

超過時間30分につき規定使用料の2割相当額を徴収する。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(葛飾区男女平等推進センターの使用料に係る経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。

(葛飾区消費生活センター条例の一部改正)

3 葛飾区消費生活センター条例(平成元年葛飾区条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1多目的ホールの部中「1,600円」を「1,700円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「2,900円」を「3,000円」に、「5,400円」を「5,600円」に改める。

別表第2多目的ホールの部中「4,800円」を「5,100円」に、「6,000円」を「6,300円」に、「8,700円」を「9,000円」に、「16,200円」を「16,800円」に改める。

(葛飾区消費生活センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の葛飾区消費生活センター条例別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。